

## 育児短時間勤務について

**小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、通常の勤務時間より短い時間で勤務することができます。**

※ ただし、希望する勤務形態の条件に合う補充者が確保できる場合に限ります。

### 【承認請求期間】

原則、次のとおり。

始期の日付	終期の日付
4月1日	8月31日
9月1日	12月31日
1月1日	3月31日

※ 1年以下の期間で、始期、終期を決めることができます。

※ 1年を超えて希望される場合は、1年ごとに期間の延長を請求する必要があります。

### 【手続き】

① 「育児短時間勤務承認請求に係る意向申出書」(様式1)を学校長に提出。

※ 学校長は、市町村教委を通して、承認請求期間の始期の2ヶ月前までに県へ提出。

※ 県立学校は学校長が書類を県へ提出。

② 補充者が確保できた場合、奈良県教育委員会事務局教職員課より「請求可」通知。

③ 「育児短時間勤務承認請求書」(様式3)を学校長に提出。

※ 学校長は、市町村教委を通して、承認請求期間の始期の1ヶ月前までに県へ提出。

※ 県立学校は学校長が書類を県へ提出。

④ 奈良県教育委員会事務局教職員課より「承認」通知。

※ 申請書類については、奈良県教育委員会事務局教職員課 Web サイトに掲載しています。

### 育児短時間勤務パターン(例)

#### 1週間当たり19時間35分勤務

(週5日3時間55分勤務)

月	火	水	木	金
3時間 55分	3時間 55分	3時間 55分		
			3時間 55分	3時間 55分

#### 1週間当たり24時間35分勤務

(週5日4時間55分勤務)

月	火	水	木	金
4時間 55分	4時間 55分	4時間 55分		
			4時間 55分	4時間 55分

#### 1週間当たり23時間15分勤務

(週3日7時間45分勤務)

月	火	水	木	金
7時間 45分	週休日	7時間 45分	週休日	7時間 45分

#### 1週間当たり19時間25分勤務

(週2日7時間45分、

1日3時間55分勤務)

月	火	水	木	金
7時間 55分	週休日	3時間 55分	週休日	7時間 45分

※給与は給与月額に1週間当たりの勤務時間に応じた額となります。



#### 連絡先

奈良県教育委員会事務局

教職員課 定数管理係

TEL:0742-27-9852